

○公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和48年3月31日条例第4号）

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例

昭和48年3月31日

条例第4号

改正 平成12年3月24日条例第22号 平成16年3月30日条例第25号
平成20年7月22日条例第40号 平成22年12月28日条例第81号
平成24年3月30日条例第29号 平成26年3月25日条例第7号
平成31年3月22日条例第18号 令和4年3月29日条例第29号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例をここに公布する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づく公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに公衆浴場の換気、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）一般公衆浴場 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
- （2）その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- （3）水道水 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給される水をいう。
- （4）原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- （5）原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- （6）上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- （7）上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- （8）浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- （9）貯湯槽 原湯又は上がり用湯を貯留するための槽をいう。

（設置の場所の配置の基準）

第3条 公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場と既設の一般公衆浴場との距離が、300メートル以上保たれていることとする。

2 前項に規定する距離は、新たに設置しようとする一般公衆浴場の本屋の壁面と既設の一般公衆浴場の本屋の壁面との水平投影面における最短の距離により算定したものであるものとする。

3 第1項の規定は、新たに設置しようとする一般公衆浴場が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- （1）知事が指定する地域において、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を使用する入浴設備を有する場合
- （2）土地の状況、人口の密度その他特別の事情により、知事が公衆衛生上必要であると認める場合

（衛生措置等の基準）

第4条 一般公衆浴場に係る換気、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、別表第1のとおりとする。

2 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業を行う公衆浴場（以下「個室付浴場」という。）に係る衛生措置等の基準は、別表第2のとおりとする。

3 その他の公衆浴場のうち、前項に規定する公衆浴場以外の公衆浴場で蒸気、熱気等を使用するものに係る衛生措置等の基準は、別表第3のとおりとする。

4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1に掲げるものとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表の1の項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで、(9)、(14)及び(16)並びに同表の2の項(10)から(16)まで及び(18)に掲げる基準は、適用しない。

(手数料の徴収)

第5条 知事は、公衆浴場法第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可を受けようとする者から、浴場業許可申請手数料として、1件につき2万2,060円を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

(公衆浴場法施行条例の廃止)

2 公衆浴場法施行条例(昭和23年神奈川県条例第75号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際浴場業を営んでいる者がその営業の用に供している個室付浴場の現に存する個室に係る構造の基準については、別表第2の2の項(1)の規定にかかわらず、この条例の施行の日から当該個室付浴場について当該個室の構造が変更される日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際浴場業を営んでいる者が現にその営業の用に供している個室付浴場については、別表第2の2の項(5)に掲げる基準は、適用しない。

5 この条例の施行の際浴場業を営んでいる者がその営業の用に供している個室付浴場の現に存する従業員用休憩室については、別表第2の2の項(6)に掲げる基準は、適用しない。

(検討)

6 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成12年3月24日条例第22号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により許可を受けて浴場業を営んでいる者が現にその営業の用に供している公衆浴場の構造設備の基準については、第2条の規定による改正後の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例別表第1の2の項(9)から(16)まで、別表第2の2の項(9)(別表第1の2の項(9)及び(15)に係る部分に限る。)及び別表第3の2の項(3)(別表第1の2の項(9)から(16)までに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、この条例の施行の日から増築、改築、大規模な修繕等により当該公衆浴場の構造が変更される日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月28日条例第81号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び附則第3項から第6項までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第29号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正前の第3条第1項の規定は、横浜市、川崎市及び横須賀市の区域における公衆浴場の設置の場所の配置の基準については、この条例の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)第27条の規定による改正後の公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第3

項の規定に基づく横浜市、川崎市及び横須賀市の条例が制定施行されるまでの間は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（試験、検査、調査、研究等の手数料等に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、第18条から第21条まで、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第40条まで、第43条から第45条まで、第48条及び第63条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。（後略）

（許可等の手数料に関する経過措置）

9 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、第22条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第42条まで、第45条及び第52条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月29日条例第29号）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の際公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により許可を受けて浴場業を営んでいる者が現にその営業の用に供している公衆浴場及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた同項の規定による許可の申請でこの条例の施行の際まだその処理がされていないものに係る公衆浴場の構造設備の基準については、この条例による改正後の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例別表第1の2の項(9)イ、(10)、(14)、(15)及び(17)、別表第2の2の項(9)（別表第1の2の項(9)イ及び(17)に係る部分に限る。）並びに別表第3の2の項(3)（別表第1の2の項(9)イ、(10)、(14)、(15)及び(17)に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、施行日から増築、改築、大規模な修繕等により当該公衆浴場の構造が変更される日までの間は、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

1 衛生措置の基準

(1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則に定める基準（以下「水質基準」という。）に適合するように水質の管理をすること。

(2) 浴槽水は、1年に1回以上、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。

(3) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が水道水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。

(4) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされているようにすること。

(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.4ミリグラム以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めたときは、この限りでない。

ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合

イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合

ウ 他の消毒方法を使用する場合

(7) ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下「ろ過器等」という。）を設け、浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。

イ 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管は、1週間に1回以上、内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

ウ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(8) ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合にあつては、これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないように定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行うこと。

(9) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

(10) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。

(11) 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒を行うこと。

(12) 貯湯槽は、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。

(13) 浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合にあつては、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(14) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあつては、定期的に清掃及び消毒を行うこと。この場合において、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講ずること。

(15) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調節箱は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(16) 浴槽からあふれた湯水（以下「オーバーフロー水」という。）又はオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー水を回収する配管（以下「オーバーフロー還水管」という。）及び回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。

(17) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。

(18) 脱衣室及び浴室は、毎日1回以上清掃すること。

(19) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(20) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。

(21) おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、知事が利用形態等から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 構造設備の基準

(1) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。

(2) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式の手洗い設備を設けること。

(3) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設けること。

(4) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上とすること。

(5) 浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水性材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下排水溝に完全に排出する構造とすること。

(6) 流し場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。

(7) 浴槽は、耐水性材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とする

こと。

- (8) 浴槽内には温度計を備えておくこと。
- (9) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。
 - ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。
 - イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。
- (10) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- (11) ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (12) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
- (13) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
- (14) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。
- (15) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
- (16) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
- (17) 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。
- (18) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

別表第2（第4条関係）

1 衛生措置の基準

- (1) 浴槽の湯は、重ねて浴用に供さないこと。
- (2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。
- (3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。
- (4) 男女を混浴させないこと。
- (5) 別表第1の1の項(1)、(2)（浴槽水に係る部分を除く。）、(3)、(8)、(10)から(13)まで、(15)及び(17)から(20)までに掲げる基準を有すること。

2 構造設備の基準

- (1) 個室は、その入口から個室の内部を全部見通すことができる構造とすること。
- (2) 個室の出入口の扉は、無色かつ透明のガラス、合成樹脂等の材料を用いるものとし、その扉には、カーテン等個室の内部の見通しを妨げる物及びかぎを設けないこと。
- (3) 個室内の照明は、その点滅装置を当該個室の外に設け、かつ、1個の点滅装置で個室内部の照明の点滅をすることができるものとする。
- (4) 個室内には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。
- (5) 個室がある各階ごとに入浴者用便所を設けること。
- (6) 適当な広さの従業員用休憩室を設け、その休憩室には、従業員用かぎ付ロッカーを備えること。
- (7) 個室内には、善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品等を備え、又は掲げないこと。
- (8) 個室内には、エアマット、スポンジマット等及びテレビジョン受像機、冷蔵庫その他入浴に

直接必要でない物品等を備えないこと。

(9) 別表第1の2の項(2)から(9)まで及び(17)に掲げる基準を有すること。

別表第3 (第4条関係)

1 衛生措置の基準

別表第1の1の項各号並びに別表第2の1の項(2)及び(3)に掲げる基準を有すること。

2 構造設備の基準

(1) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。

(2) マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るものは、一切設けないこと。

(3) 別表第1の2の項各号に掲げる基準を有すること。

3 基準の適用除外

前2項の基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1の1の項(2) (浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで、(9)、(14)及び(16)並びに同表の2の項(10)から(16)まで及び(18)の基準は、適用しない。